

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第4号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

| | |
|------|----------------------------------|
| 7 市長 | 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|----------------------------------|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。